

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 25 年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	3	1,737	2	1,742	—
構 成 比	0.2%	99.7%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 25 年 4 月 1 日現在)による。
 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。
 3 平成 25 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
 夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)
 4 平成 25 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
 名古屋市 5.7% (平成 24 年度から) 金武町 5.4% (平成 24 年度から) 和泉市 5.85% (平成 25 年度)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	3	1,737	2	1,742	—
構 成 比	0.2%	99.7%	0.1%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。
 2 平成 25 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
 夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から)
 3 平成 25 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
 名古屋市 2,800 円 (平成 24 年度から) 金武町 2,700 円 (平成 24 年度から) 和泉市 100 円 (平成 25 年度)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		12.4% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%				
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	22	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	103	3	10	9	235	257	148	508	
人口 5 万未満の市	72	6	6	7	146	165	16	253	
町 村	546	8	20	27	298	353	31	930	
合 計	723	17	36	43	683	779	217	1,719	
構 成 比	42.1%	1.0%	2.1%	2.5%	39.7%	45.3%	12.6%	100.0%	

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	381	—	1	—	125	126	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,333	1	3	1	378	383	2	1,719	
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.2%	0.1%	22.0%	22.3%	0.1%	100.0%	

- (注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	4	5	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	374	—	2	—	131	133	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,326	1	4	1	384	390	2	1,719	
構 成 比	0.1%	77.1%	0.1%	0.2%	0.1%	22.3%	22.7%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	373	—	1	—	133	134	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,324	1	3	1	387	392	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.8%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	373	—	1	—	133	134	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,324	1	3	1	387	392	2	1,719
構 成 比	0.1%	77.0%	0.1%	0.2%	0.1%	22.5%	22.8%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508	
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253	
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930	
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719	
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	1	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	371	—	1	—	135	136	1	508
人口 5 万未満の市	—	181	—	—	—	72	72	—	253
町 村	—	750	—	2	1	177	180	—	930
合 計	1	1,322	1	3	1	389	394	2	1,719
構 成 比	0.1%	76.9%	0.1%	0.2%	0.1%	22.6%	22.9%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	13
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	470	92.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	38	7.5	508	100.0	224
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	38	7.5										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	204	80.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	46	18.2	253	100.0	165
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	49	19.4										
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	92.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	53	5.7	930	100.0	300
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	16	1.7			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	69	7.4										
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,564	90.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	137	8.0	1,720	100.0	702
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	156	9.1										

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。